

ひとりぐ  
一人暮らしのお試し体験

め むろ ちょう  
芽 室 町

しょう  
障がい者用生活体験住宅



# 芽室町障がい者用生活体験住宅とは？

「芽室町障がい者用生活体験住宅」とは、将来一人暮らしを希望する障がい者向けの一人暮らしのお試し体験住宅です。一人暮らしに必要な家具・家電は一通り揃っていますので、調理や洗濯、掃除などを体験し、一人暮らしのイメージを膨らませていただくことができます。

●住宅の場所 芽室町東2条南5丁目1番地2 （1階建て3LDKの住宅）

※1階建て3LDKの住宅が2戸並んでおり、そのうちの1戸。

※バリアフリー住宅ではないため、車いすの利用には対応していません。

●対象者

①グループホームや民間アパート等で一人暮らしを希望する町内在住の障がい者

②芽室町での生活を希望する町外在住の障がい者

③その他町長が認める者

●利用可能期間 原則1回につき1か月以内の期間（複数回の利用も可能）

●定員人数 1人～3人まで

●利用料 1日あたり300円（光熱費の実費相当分として。食費は実費です）

●利用方法

使用する日の3週間前までに障がい福祉係へ申請してください。利用にあたっての面談等を事前に行い、利用可能と認められた場合には、利用していただけます。

住宅の使用を開始する前に、個々のニーズに応じた計画を立てて、その計画に基づいて、生活をしてもらいます。基本的には、将来の一人暮らしを目指す場となりますので、こちら側から助言や援助はしませんが、求められた場合には、使用者の希望や悩み、心配ごとなどについて、相談・助言・援助等を行います。

住宅で生活することで、仕事や余暇の時間を含めた一人暮らしのイメージを膨らませていただき、将来の生活スタイルについて考えるきっかけにしたいと思います。

# 利用の流れ

## ① 利用予約

体験住宅を利用したい旨を、役場に伝えます。

※空き状況によっては、ご希望の日時にご利用できない可能性があります。

## ② 利用申請

申請書、誓約書を役場に提出

※町外在住者のみ、障害者手帳の写し、住民票も併せて提出

## ③ 面談

役場や自宅で面談を行います。普段の生活のご様子や将来の生活イメージや目標等、利用する際の不安な点などについてお話をします。住宅を利用する際の注意点やルール等についても、職員と確認します。



## ④ 利用許可通知を受け取る

面談の内容を考慮し利用が可能な場合は、役場から利用許可通知書が届きます

## ⑤ 利用開始

利用開始時間に体験住宅に集合し、職員から鍵を受け取って利用開始となります。設備の説明や家電の使い方などを職員が説明します。

## ⑥ 利用終了

退去前に部屋の清掃を行っていただき、職員と一緒に確認を行います。この際に鍵を返却します。

## ⑦ 利用料の納付

役場から、利用料の納付書とアンケート、返信用封筒が届きます。アンケートに記入し、返信用封筒で返送してください。納付書を使用して金融機関で利用料を支払い利用終了です。



# 1日の生活の流れ

朝

起床・洗面・食事・身支度等、朝起きてから出勤までを自分で体験してみます。



昼

一般企業や就労系サービス事業所など、日中活動の場へ出かけます。



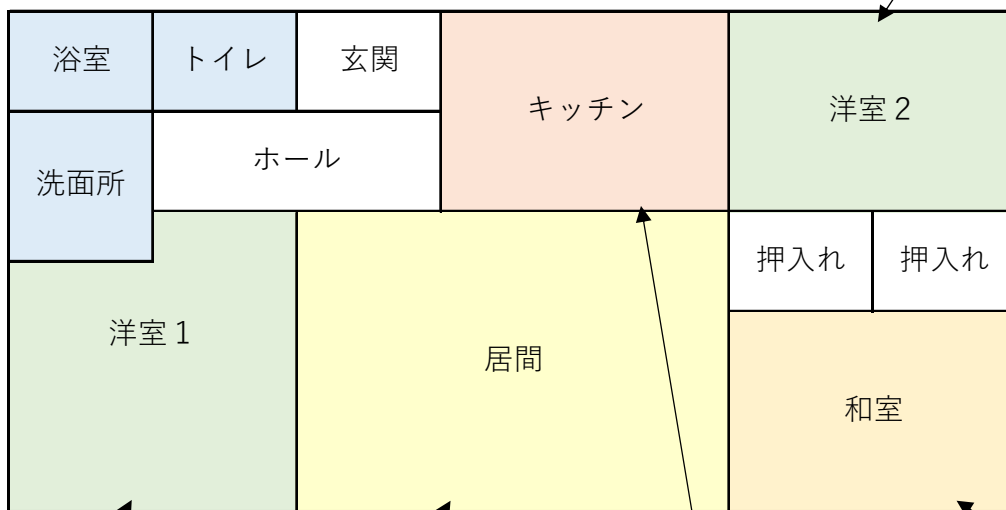
夜

掃除、洗濯、食事、入浴、就寝など、帰宅から就寝までを自分で体験してみます。



## 住宅について

<レイアウト>





## 交通アクセス



引用…yahoo! JAPAN 地図

芽室駅から徒歩約 15 分、芽室町役場から徒歩約 15 分  
コンビニ（セブンイレブン）まで徒歩 5 分

「住宅に住んでみたい」、「話だけでも聞いてみたい」など、お気軽に障がい福祉係までご連絡ください。見学も随時受け付けています。

## お問い合わせ

芽室町障がい者用生活体験住宅

〒082-0052

北海道河西郡芽室町東 2 条南 5 丁目 1 番地 2

### 対応窓口

芽室町役場健康福祉課障がい福祉係

〒082-8651

北海道河西郡芽室町東 2 条 2 丁目 1 4 番地

TEL 0155-62-9723 FAX 0155-62-4599

メール h-fukushi@memuro.net

